

離婚届

今日の日付
令和 年 月 日届出
長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
第 号	第 号				
送付 令和 年 月 日	長 印				
第 号	第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(消えるボールペンは使用しないでください。)
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

本届書中
字訂正
字削除
字加入

本届書中
朱線部削除

令和 年 月 日	午前 午後	時 分	受領
<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要

本籍地
住所地 確認済
新本籍地

(1) 氏名	夫ののいち 氏 野々市 太郎	妻ののいち 氏 野々市 花子
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 50年 4月 4日 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 54年 4月 4日 <input type="checkbox"/> 平成
住所	石川県野々市市 三納1丁目1番地 方書 三系内アパート202号 世帯主の氏名 野々市 太郎	石川県金沢市 広坂1丁目1番1号 方書 世帯主の氏名 野々市 花子
本籍	石川県野々市市三納1丁目1番地 筆頭者の氏名 野々市 太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 野々市 良雄 続き柄 長男 母 和子	妻の父 本町 一朗 続き柄 二女 母 石川 智子
養父母	養父 石川 明男 続き柄 養母	養子 養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 筆頭者の氏名 石川 明男	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 野々市 二郎、野々市 桜子 妻が親権を行う子 野々市 三郎	
(6) 同居の期間	昭和 6年 6月 から 平成 3年 12月 まで 令和 (同居を始めたとき) 令和 (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	石川県野々市市三納1丁目1番地	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) 届出人署名	夫 野々市 太郎 印	妻 野々市 花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 昭和 年 月 日 妻 昭和 年 月 日 平成 令和	

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	白山 和雄 印	金澤 市子 印
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 50年 5月 5日 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 60年 6月 6日 <input type="checkbox"/> 平成
住所	石川県白山市倉光 2丁目1番地	石川県金沢市広坂 1丁目1番1号
本籍	石川県白山市倉光 2丁目1番地	石川県金沢市広坂 1丁目1番地

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。
面会交流について取決めをしている。 (面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。)
まだ決めていない。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。 (養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。)
養育費の分担について取決めをしている。 取決め方法: (□公正証書 □それ以外)
まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

□には、あてはまるものに☑のようにしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎ 本籍地でない役所に提出する場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください
- ◎ 署名は必ず本人が自署してください
- ◎ 押印に使用する場合は印は各自別々の印を押してください。(同姓でも同一の印を押さないでください。スタンプ印不可)
- ◎ 押印された場合は届出人の印をご持参ください
- ◎ 本人確認書類をご持参ください

連絡先	
夫	電話 090-△△△△-XXXX 自宅・勤務先(携帯)
妻	電話 080-XXXX-▽▽▽▽ 自宅・勤務先(携帯)

※日中連絡のとれる番号を書いてください。